事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部中東第一課

1. 基本情報

- (1) 国名:チュニジア共和国(チュニジア)
- (2) プロジェクトサイト/対象地域名:チュニジア共和国全土(人口 11,936 千人(世界銀行, 2021 年))
- (3) 案件名:社会的保護強化支援事業 (Project for Support to Strengthen the Social Protection)

L/A 調印日: 2023 年 1 月 27 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における社会保障セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置 付け

チュニジアでは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響等により、2019年から2020年にかけ、失業率が14.9%(うち若年層33.8%)から18.4%(同42.4%)(国家統計局(INS),2021年)、1日6.85ドル(2017年米ドル購買力平価ベース)以下で生活する貧困層の割合は2019年の17.0%から2022年の19.1%(世界銀行,2022年)、貧困状態にある児童は688千人から900千人にそれぞれ増加している(UNICEF,2020年)。加えて、ウクライナ紛争の影響等を受けた小麦やエネルギー等の価格高騰、地方部・内陸部と都市部・沿岸部の経済格差等を理由として、社会不安の増大が懸念されている。

こうした中、チュニジアでは国民生活の安定に向けた社会保障制度として、国民健康保険や、公務員や民間企業勤務者向けの社会保険(退職年金、遺族年金、労働災害補償等)が整備されている。また、インフォーマルセクター従事者や失業者等の貧困・脆弱層向けの公的扶助・社会福祉については、1986年に現金給付制度が導入される等、一部整備されてきた。一方、経済・金融安定化プログラム(2022-2025年)や2022年12月制定の国家開発計画(2023-2025年)において社会保障プログラムの確立・改善が重点分野に位置づけられ、また策定中の長期開発計画(Vision2035)においても社会保障分野は重点セクターとして掲げられる見通しである。2019年には包括的な社会保障プログラム(Amen Social)の創設を定めた法律を制定し、人口統計や疾病状況、学歴や生活状況等を考慮した貧困・脆弱層への支援を強化するとした。Amen Social を通じて現金給付、家族手当給付、医療費無償・軽減化等を行っており、COVID-19対応として貧困・脆弱層向けの臨時現金給付も実施している。

一方、世界銀行(2019年)によると客観的・透明性のある現金給付の受給基準が導入されなかったことや、適時に対象者リストを更新できていないことに

より、本来受給資格がある層が受給できていないような状況が発生している等の課題が指摘された。このため、チュニジア政府は世界銀行の支援を通じ、Amen Social の対象世帯選定プロセスについて、収入・保有資産・家計規模・家族構成等に基づく、より適切な対象世帯選定への改善を図っている。更に、現状の貧困率(1 日 6.85 ドル(2017 年米ドル購買力平価ベース)以下で生活する貧困層)が 19.1%である一方、Amen Social の現金給付は 2021 年時点では人口の約8%に当たる 26.5 万世帯を対象としており、現状の貧困率と Amen Social の現金給付対象世帯比率にギャップがある中、人口の 10%に当たる 31 万世帯への現金給付対象の更なる拡大が求められている。そのため、年間 242 百万ドルの現金給付の予算が必要であり、2023 年については世界銀行の支援を受けるも更に152 百万ドルの財源確保が必要となっている。加えて、現金給付額は 2021 年時点では貧困世帯の平均消費額の約 38%に留まっており(世界銀行、2022 年)、人的資本形成に影響がある幼少期の栄養や健康等が、家計の経済状況に左右されないよう、家族手当の支給も喫緊の課題となっている。

他方、チュニジア政府の財政収支は対 GDP 比▲3.6%(2019 年)、▲9.1%(2020年)、▲7.6%(2021年)、▲6.6%(2022年見込み)と COVID-19 以降、赤字幅が拡大しており(IMF, 2022年)、2022年予算法は約3,000百万 USD の資金ギャップが想定されている。同状況において、チュニジア政府は財政改革・公的支出削減を進める方針を掲げており、その一環として 2022年6月発表の国家改革プログラムにおいて、2026年にかけて基礎食料品、電気、LPG、天然ガス価格に対する補助金を順次削減していくこととしている。かかる補助金削減と、その影響を被り易い貧困・脆弱層の生活保障を両立するため、真に公的扶助を受給すべき貧困・脆弱層に対象を限定した社会保障を強化することは喫緊の課題となっている。更に、公的債務 GDP 比率は82.8%(2020年)、81.8%(2021年)、88.8%(2022年見込み)と拡大しており(IMF, 2022年)、公的債務償還が必要な状況下、社会保障の財源確保が必要である。

「社会的保護強化支援事業」はかかる状況において Amen Social プログラムの実施・拡大を支援し、もって同国の貧困層の生活改善、社会経済安定化に寄与するものである。

(2)社会保障セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、対チュニジア共和国国別開発協力方針(2019 年 9 月)における重点分野「地域間格差の是正に向けた生活環境の改善、地方産業振興」に合致する。また、対チュニジア共和国 JICA 国別分析ペーパー(2017 年 3 月)で、JICA が導出した主要開発課題「地域間格差是正」、及び JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「社会保障・障害と開発」の主要な取組「社会の基盤となる

社会保障制度の充実」に合致する。更に、本事業は SDGs のゴール 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」に貢献すると考えられる。日本政府は緊急無償資金協力(WFP連携)により、ウクライナ紛争を受けた小麦価格上昇の影響を緩和するため、Amen Social 登録世帯のうち、現金給付受給対象世帯以外の 7,500 世帯に対して、食料援助を実施している。

(3) 他の援助機関の対応

1)世界銀行

- Tunisia Social Protection Reforms Support Project (5.7 百万 USD、2013-2019 年) 等を通じて Amen Social プログラムの設計・法令整備、情報管理システム開発を支援。
- Digital Transformation for User-Centric Public Services (100 百万 USD、2019-2025 年、プロジェクト型借款)を通じて、現金給付プログラム対象世帯の選定・評価プロセスの効率化、現金給付のデジタルペイメント体制整備、家族手当給付にかかる手続き承認作業等を支援。
- COVID-19 Social Protection Emergency Response Project (300 百万 USD、2021 年 3 月理事会承認、プロジェクト型借款)を通じ、1) 危機対応のための現金給付、2) 人的資本開発のための現金給付、3) 社会保障プログラム強化を支援するもの。また、同様の事業コンポーネントで、追加借款(400 百万 USD)を 2022 年 3 月に理事会承認。本事業は、世界銀行の当該事業との協調融資である。
- 2) 世界銀行、AFD、KfW ジョイント財政支援(開発政策借款)
- 世界銀行(Tunisia First Resilience And Recovery Emergency Development Policy Financing)、AFD、KfW は 2020 年に財政支援・協調融資を実施。当該財政支援の合同政策マトリクスでは、経済・社会的包摂を柱の一つとし、社会保障プログラム強化等を支援。
- 3) アフリカ開発銀行
- Economic Recovery and Social Inclusion Support Programme (2021 年 7 月 理事会承認、60 百万 EURO、開発政策借款)等を通じ、現金給付対象世帯 拡大、デジタル保険証配布等にかかる政策実施支援を通じて、COVID-19 による経済・社会影響の緩和を支援。
- 4) UNICEF、KfW、USAID
- UNICEF は家族手当の給付拡大とそのインパクト評価、学校教育・栄養・ワクチン接種にかかる普及啓発に係るパイロットプロジェクトを実施。KfW は当該プロジェクトに対して 2020 年に 12 百万 EUR、2021 年に 10 百万 EURの無償資金協力を供与。同支援の中で、UNICEF、ILO、UNDP が開発した社会保障強化に向けた研修プログラム(TRANSFORM)を活用し、UNICEF

が 2021 年 11 月、2022 年 6 月にソーシャルワーカー向け研修指導者養成研修(Training of Trainers)を実施。

● USAID は 2022-2024 年にかけて UNICEF を通じた現金給付、家族手当にか かる 60 百万 USD の無償資金協力を検討中。

3. 事業概要

- (1) 事業概要
 - ① 事業の目的

本事業はチュニジアにおいて、社会保障対象世帯の適切な拡大を支援することにより、社会保障制度の強化を図り、もって同国の貧困・脆弱層の生活改善、社会開発及び経済安定の促進に寄与するもの。

- ② 事業内容
 - ア) 現金給付 (Amen Social 現金給付受給世帯の約31万世帯対象)
 - イ)家族手当(上述の対象世帯に属する 0-5 歳の児童約 20 万人対象) 現金給付と家族手当の支給後に、支払概要書(SOE)及び証憑書類に基づき、後払い方式により資金供与する。
- ③ 本事業の受益者 (ターゲットグループ)
 - 直接受益者(約31万世帯):本事業により生活が改善する貧困層
 - 最終受益者(約89万世帯): Amen Social の対象となる貧困層・脆弱層
- (2) 総事業費: 37,919 百万円(うち、円借款対象額: 12,000 百万円)
- (3) 事業実施スケジュール(協力期間) 2023年1月~2025年6月を予定(計30か月)。貸付完了時(2025年6月) をもって事業完成とする。
- (4) 事業実施体制
 - 1)借入人: チュニジア共和国政府 (The Government of Republic of Tunisia)
 - 2) 保証人: なし
 - 3) 事業実施機関:社会問題省(Ministry of Social Affairs)
 - 4) 運営・維持管理機関:社会問題省(Ministry of Social Affairs)
- (5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

本事業の効果発現を促進するため、世界銀行と連携しつつ、有償勘定技 術支援(研修)を通じて、本事業により現金給付や家族手当が支給され た世帯等の生計向上支援(自立・就労や家計管理等)を実施予定。

2)他援助機関等の援助活動 本事業は、世界銀行が実施中の COVID-19 Social Protection Emergency Response Project との協調融資。世界銀行案件のコンサルティング・サービスや技術協力との連携を図るとともに、事業モニタリング等は共同で実施する。

(6)環境社会配慮

- 1)環境社会配慮
 - カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

- ① 貧困対策・貧困配慮:本事業はチュニジア政府による貧困・脆弱層向けの社会保障政策を支援するものであり、貧困世帯・社会的弱者の生計支援に貢献。
- ② 障害配慮等:社会保障プログラムの対象世帯の選定・評価プロセスにおいて、ULPS・ソーシャルワーカーによるヒアリング等が行われ、障害者を有する世帯について選定基準が緩和され支給額が優遇される等、同プログラムへの利用に際して障害者が配慮されている。
- (8) ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】■GI(S)(ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由>本事業では、現金給付にかかる効果指標として女性 世帯主比率を設定し、より貧困・脆弱な女性世帯主の生計を支援するため。

(9) その他特記事項:特になし。

4. 事業効果

- (1) 定量的効果
 - アウトカム(運用・効果指標)

指標名	基準値	目標値(2027年)
	(2021 年実績値)	【事業完成2年後】
現金給付受給世帯数	265,000	310,000
家族手当受給児童数	150,000	200,000
現金給付受給世帯のうち女性世帯主比率	61%	61%

※指標のうち現金給付受給世帯数については協調融資先である世界銀行案件 と共有。

(2) 定性的効果

貧困層の家計改善、チュニジアの社会経済安定化

(3) 内部収益率

事前に詳細の支援対象者(貧困層世帯)が特定できないため、 内部収益率は 算出しない。

5. 前提条件 外部条件

- (1) 前提条件:特になし。
- (2) 外部条件: 2022 年 7 月憲法改正にかかる国民投票、同年 12 月から 2023 年 1 月の議会選挙等の政治改革プロセスにおいて、政治体制の変更や大 きな社会の混乱が生じないことが必要。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ホンジュラス国「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」(2015-2020 年)の事業完了報告書(2020 年)では、最貧困層向けへの条件付現金給付制度の受給金を適切に使用するための生活改善促進等を支援したが、効果発現のためには最貧困層の家計管理導入・強化も重要との教訓が得られた。本事業に附帯する有償勘定技術支援において対象世帯への啓発等の活動についても検討を行う。また、国際金融機関等によるプロジェクトを分析した Center for Global Development のレポートにおいて、世帯の家計管理、家事等における女性の役割が大きいことからジェンダー関連の指標を入れるべきとの提言がなされており、本事業においてもジェンダー関連の指標の採用を予定している。

7. 評価結果

本事業は COVID-19 やチュニジア政府が進める補助金削減等の財政改革による貧困層・脆弱層への影響を緩和するものであり、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、社会保障プログラム強化支援を通じて、SDGs のゴール 1 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」に貢献すると考えられ、本事業の実施を JICA が支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール 事業完成2年後 事後評価

以上

別添資料 社会的保護強化支援事業 地図



(出典: Central Intelligence Agency)